

## 消費税専用定期積金

# 「納め・ら〜く」

平成30年4月16日現在

1、商品名	消費税専用定期積金「納め・ら〜く」
2、販売対象	法人・個人事業者
3、預入期間	6ヶ月以上1年
4、預入	掛け金1万円以上(口座より自動振替にて)
5、利息 (1)適用金利 (2)給付補填備金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利 (スーパー定期積金利率「店頭表示金利」)</li> <li>・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで摘要します。</li> <li>・給付補填備金は満期日以降に一括してお支払いします。</li> <li>・給付補填備金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高に年利回りを乗じて計算します。</li> </ul>
6、税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優のご利用はできません。)</li> <li>※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>・法人は総合課税(非課税対象先もあります)となります。</li> </ul>
7、中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、期限前解約利率により利息相当額を計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。</li> </ul>
8、苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
9、その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>

※ 消費税専用定期積金「納め・ら〜く」にご加入いただいた方には「消費税特別融資制度」のご利用ができます。

※ 消費税専用定期積金「納め・ら〜く」の掛込が3回以上延滞している場合は融資対象となりません。

## 消費税特別融資制度

融資限度額	500万円以内 但し、①消費税納付時に不足が生じた場合で消費税専用定期積金契約額以内といたします。 ②消費税滞納額分は対象と致しません。 ③必ず消費税は当庫から納付してください。
融資期間	原則として1年以内(納付時に実行)
融資形態	手形貸付及び証書貸付
融資利率	短期プライムレート+定期積金利率
担保	原則として不要 (但し、状況により富山県信用保証協会の保証付と致します。)
保証人	法人の場合・・・法人の代表者及び事業継承者または、法人役員 個人の場合・・・2人以上(内配偶者1人を含む)